

公 示 送 達 書

令和8年9月18日

地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び柏市税条例(昭和30年柏市条例第14号)第18条の規定により、下記の書類を公示送達します。

なお、公示送達にかかる書類は、柏市財政部収納課において保管し、いつでも送達を受けるべきものに交付します。

柏市長 太 田 和 美

書類の送達を受けるべき者		氏 名	嶋津 久美子
送達する書類名	国税徴収法第54条の規定による通知 1通		
	地方税法第371条第1項及び同法第702条の8第1項の規定による通知 1通		
(注意)			
地方税法第20条の2の規定により、この掲示をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。			